

令和4年3月30日

不動産・建設経済局不動産市場整備課

## 不動産分野における ESG の S 分野の評価項目等を整理

～「不動産分野の社会的課題に対応する ESG 投資促進検討会」中間とりまとめを公表～

中間とりまとめにおいて、わが国における社会課題と、それに対応した不動産分野における取組の評価項目等について整理しました。

- 国土交通省では、昨年9月以降、5回にわたり検討会を開催し、不動産分野において社会課題に対応する投資や事業実施が促進されるよう、事業者にとって取り組みやすく、投資家や金融機関等にとって投資判断しやすい環境整備をすべく検討を重ねてきました。このたび、検討会の議論を踏まえ、中間とりまとめを公表しました。
- 不動産の S（社会課題）分野の評価対象は、個別不動産の整備、運営、利活用に伴う取組とし、その取組の評価に際しては、個別不動産の利用者を軸に、地域社会やまちづくりに与える効果についても考慮しました。そのうえで、以下のとおり、評価制度や事例等をもとに、国内外の ESG に関する枠組みも踏まえつつ、評価項目等を整理しました。
- 来年度は、評価項目等を踏まえて、評価方法（アウトプット・アウトカム・インパクトの例）や、情報開示にあたり、参考となる事項や留意すべき事項について検討します。



	持続可能な社会・ウェルビーイングの実現に向けた段階	社会課題	評価テーマ	評価分野	評価項目 (アクティビティ)	SDGsゴール	UNEP FIインパクトレーダーインパクト・カテゴリー
例	①安全・尊厳 (命や暮らし、尊厳が守られる社会)	自然災害への備え	安全・安心な生活環境の整備	自然災害への備え (レジリエンスの確保)	・耐震性の確保 ・水害への備え(止水板、電気室の中間階設置等) 等	住み続けられるまちづくりを 等	健康・衛生 等

### 【中間とりまとめ掲載 HP】

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_tk5\\_000001\\_00005.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk5_000001_00005.html)

### 【添付資料】

- 不動産分野の社会的課題に対応する ESG 投資促進検討会 中間とりまとめ 概要

お問合せ先

不動産・建設経済局不動産市場整備課 塚田、土田、中西、栗橋、守屋

TEL : 03-5253-8111 (内線 30232、30244) 直通 : 03-5253-8375 FAX : 03-5253-1579